

時 間 帯 別 B 契 約
(選 択 約 款)
新 発 田 地 区 適 用

2021年11月2日実施

新 発 田 ガ ス 株 式 会 社

時間帯別 B 契約（新発田地区適用）

1. 目 的

この選択約款は、3（9）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要を中心にお客さまの負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス供給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の時間帯別B契約選択約款(新発田地区)によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に関する異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガスに係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます（小数点以下切捨て）。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6) 「最大需要期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (7) 「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたりの平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (9)「昼間」とは午前7時から午後10時までをいい、「夜間」とは午後10時から午前7時までをいいます。
- (10)「契約昼間使用量」とは、最大需要期における1か月間の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいいます。
- (11)「契約夜間使用量」とは、最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除した後の使用量をいいます。
- (12)「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (13)「単位料金」とは、基準単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) この選択約款は、別に定めるガス小売り供給約款別表第1-1供給区域（新発田地区）に適用しません。
- (2) 契約最大使用量が7立方メートル以上であること。
- (3) 契約年間使用量が契約最大使用量の400倍（小数点以下切捨て）以上であること。
- (4) 契約月平均使用量が820立方メートル以上であること。
- (5) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (6) 契約年間負荷率が65パーセント以上であること。
- (7) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた時間帯別B契約第一種、時間帯別B契約第二種のいずれかを当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの契約約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガス使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものいたします。
- ① 契約最大使用量
 - ② 契約昼間使用量
 - ③ 契約夜間使用量
 - ④ 契約年間使用量
 - ⑤ 契約年間引取量
 - ⑥ 契約月平均使用量
 - ⑦ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、

以後これにならうものといたします。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、正当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

最大使用量、昼間使用量および夜間使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。(負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担とします。)

ただし、負荷計測器の故障の場合には、当社とお客さまとの協議によってその月における最大使用量、昼間使用量および夜間使用量を算定いたします。

7. 料 金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内(以下「早取期間」といいます。)に行われる場合には、早取料金(消費税等相当額を含みます)を、早取期間経過後に支払いが行われる場合には、早取料金(消費税等相当額を含みます)を3パーセント割り増したもの(以下「遅取料金」(消費税等相当額を含みます)といいます。)を支払っていただきます。

なお、早取期間の最終日が休日の場合には、直後の休日ではない日まで早取期間を延伸いたします。

(2) 当社は時間帯別 B 契約第一種には別表の料金表 1 を、時間帯別 B 契約第二種には別表の料金表 2 を適用して、早取料金または遅取料金を算定いたします。

(3) お客さまの都合により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その基本料金は(2)にもとづく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 料金の支払方法

料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

9. 単位料金の調整

(ガス小売り供給約款で定める別表第1-1供給区域)

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の2の(2)のとおりといたします。

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
= 基準単位料金 + 0.077 円 × 原料価格変動額 ÷ 100 円 × (1 + 消費税率)
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
= 基準単位料金 - 0.077 円 × 原料価格変動額 ÷ 100 円 × (1 + 消費税率)

(備 考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2)(1)の基準平均原料単価、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準原料価格(トン当たり)

39,090円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表2の(2)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格＝トン当たりLNG平均価格×1.0299

(備 考)

トン当たりLNG平均価格は、当社の営業所及び支店に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

10. 需給契約の精算額

需給契約に関する精算額は、最大使用量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算、契約最大使用量超過精算額および契約昼間使用量超過精算額とし、当社は、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の(1)、(2)及び(5)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、精算額計算結果、1円未満の端数が生じた場合には、端数の金額を切り捨てます。

(1) 最大使用量倍率未達精算額

お客さまの年間の実績使用量が、契約最大使用量の400倍(小数点以下切捨て)未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大使用量} \left\{ \left[\text{契約最大使用量の} \right] \times \left[\text{実績年間} \right] \right\} \left[\text{契約種別のガス需給契約に定める月別契約量に各月の料金を算定したものの合計} \right]$$

4

$$\text{倍率未達精算額} = \frac{400 \text{ 倍に相当する年間使用量} - \text{使用量}}{\text{年間使用量}} \times \left(\frac{\text{額を契約年間使用量で除し、小数点第3位以下を四捨五入した額}}{\text{額を契約年間使用量で除し、小数点第3位以下を四捨五入した額}} \times 3 \right)$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額と、この未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量にガス小売り供給約款に定める一般契約を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）をこえない範囲で算定するものといたします。

(2) 年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率 [(年間の1か月あたり平均実績使用量 / 最大重要期の

1か月あたり平均実績使用量) × 100をいいます (小数点以下切捨て。)] が65パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left\{ \left[\frac{\text{負荷率65\%に相当する年間使用量}}{\text{負荷率65\%に相当する年間使用量}} \right] - \left[\frac{\text{実績年間使用量}}{\text{実績年間使用量}} \right] \right\} \times \left(\frac{\text{契約種別のガス需給契約に定める月別契約量に各月の料金を算定したものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点第3位以下を四捨五入した額}}{\text{契約種別のガス需給契約に定める月別契約量に各月の料金を算定したものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点第3位以下を四捨五入した額}} \times 3 \right)$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量にガス小売り供給約款に定める一般契約を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）をこえない範囲で算定するものといたします。

(備 考)

負荷率65パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の

1か月あたり平均実績使用量に0.65を乗じ、その量を1.2倍した量といたします。

(3) 契約年間引取量未達精算額

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

$$\text{契約年間引取量未達精算額} = \left\{ \left[\frac{\text{契約年間引取量}}{\text{契約年間引取量}} \right] - \left[\frac{\text{実績年間使用量}}{\text{実績年間使用量}} \right] \right\} \times \left(\frac{\text{契約種別のガス需給契約に定める月別契約量に各月の料金を算定したものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点第3位以下を四捨五入した額}}{\text{契約種別のガス需給契約に定める月別契約量に各月の料金を算定したものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点第3位以下を四捨五入した額}} \right)$$

(4) 契約最大使用量超過精算額

最大需要期において最大の1時間あたりの使用量が契約最大使用量の105パーセントに相当する量(小数点以下切上げ)をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過精算額といたします。

$$\text{契約最大使用量超過精算額} = \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{最大の} \\ \text{1時間} \\ \text{あたりの} \\ \text{使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{契約} \\ \text{最大} \\ \text{使用量} \\ \times 1.05 \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{契約種別の} \\ \text{流量基本料} \\ \text{金相当単価} \\ \times 1.1 \end{array} \right] \right\} \times 12$$

ただし、それ以前に契約最大使用量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過精算額といたします。

(5) 契約昼間使用量超過精算額

最大需要期のいずれかの月において昼間使用量の実績が契約昼間使用量の105パーセントに相当する量(小数点以下切上げ)をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を契約昼間使用量超過精算額といたします。

$$\text{契約昼間使用量超過精算額} = \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{その月} \\ \text{の昼間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{契約昼間} \\ \text{使用量} \\ \times 1.05 \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{c} \text{契約種別の} \\ \text{昼間基本料} \\ \text{金相当単価} \\ \times 1.1 \end{array} \right] \times 12$$

ただし、それ以前に契約昼間使用量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約昼間使用量超過精算額といたします。

1.1. 名義変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

1.2. 契約の変更または解消

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、または使用者に契約違反があった場合(4の適用条件を満たさな

くなった場合及び10の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含む)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

13. 契約の変更または解消に伴う契約最大使用量超過精算額または契約昼間使用量超過精算額の精算

契約期間中において契約の変更または解消が生じた場合であって変更月または解消月以前に契約最大使用量超過精算額または契約昼間使用量超過精算額を申し受け、もしくは申し受けることが確定している場合には、各精算額算定式のうち「11」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として各精算額を算定しなおして精算いたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

ただし、12(1)の規定による契約の変更または解消であって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは12(2)の規定による契約の解消であってお客さまの契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過精算額または契約昼間使用量超過精算額の精算は行いません。

14. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額

契約期間中において生じた契約の解消が、12(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは12(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消精算額を申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たに本供給条件にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消精算額を加えたものを申し受けます。

$$\text{契約中途} \\ \text{解 消} \\ \text{精 算 額} = \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別の} \\ \text{基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right]$$

- (2) 新たに本供給条件にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大使用量、契約昼間使用量または契約夜間使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途} \\ \text{解 消} \\ \text{精 算 額} = \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{前契約の1か月} \\ \text{あたりの基本} \\ \text{料金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{新契約の1か月} \\ \text{あたりの基本} \\ \text{料金} \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月} \\ \text{から前契約終} \\ \text{了月までの残} \\ \text{存月数} \end{array} \right]$$

15. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加え

たものを全額申し受けます。

16. 緊急時調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1、別表の料金表2の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、10の需給契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

- (1)
$$\text{定額基本料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$
- (2)
$$\text{流量基本料金割引額} = \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$
- (3)
$$\text{昼間基本料金割引額} = \text{昼間基本料金単価} \times \text{契約昼間使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約昼間使用量}}$$
- (4)
$$\text{夜間基本料金割引額} = \text{夜間基本料金単価} \times \text{契約夜間使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約夜間使用量}}$$

17. その他

その他の事項については、ガス小売り供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

2021年11月2日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、料金算定期間の末日が2021年11月2日から2021年11月30日に属する料金算定期間の早収料金は、この選択約款およびガス小売り供給約款の変更前の選択約款およびガス小売り供給約款に基づき算定します。

3. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別 表)

1. 早収料金及び消費税相当額の算定方法

(1)早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2)基本料金は、基本料金（甲）は、基本料金（乙）の合計といたします。

① 基本料金（甲）は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。

② 基本料金（乙）は、昼間基本料金と夜間基本料金の合計といたします。昼間基本料金は昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額とし、夜間基本料金は夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額といたします。

(3)従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(4)調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

①料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

②料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(5)早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額の算出方法

(小数点以下の端数切り捨て)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額=早収料金×消費税率÷(1+消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表1 (時間帯別 B 契約第一種)

(1) 基本料金 (甲)

① 定額基本料金

1 か月につき	110,000 円 (消費税等相当額を含みます)
---------	-----------------------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1,097.99 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	------------------------------

(2) 基本料金 (乙)

① 昼間基本料金単価

1 立方メートルにつき	2.33 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	--------------------------

② 夜間基本料金単価

1 立方メートルにつき	2.21 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	--------------------------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	50.25 円 (消費税等相当額を含みます)
-------------	---------------------------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

3. 料金表2 (時間帯別 B 契約第二種)

(1) 基本料金 (甲)

① 定額基本料金

1 か月につき	22,000 円 (消費税等相当額を含みます)
---------	----------------------------

② 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	1,097.99 円 (消費税等相当額を含みます)
------------	------------------------------

(2) 基本料金 (乙)

① 昼間基本料金単価

1立方メートルにつき	2.33 円 (消費税等相当額を含みます)
------------	--------------------------

② 夜間基本料金単価

1立方メートルにつき	2.21 円 (消費税等相当額を含みます)
------------	--------------------------

(3) 基準単位料金

1立方メートルにつき	56.06 円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。